

法人

本人確認書類ご提出のお願い

口座開設に当たりましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、金融機関に対し本人確認が義務付けられています。口座開設時に、ご本人確認のための本人確認書類が必要となります。尚、法人ご名義におかれましても、取引担当者さまの本人確認も必要となりますので、**お名前、現住所、生年月日のすべての情報が確認できる状態で、有効期限内**の以下の確認書類のうちいずれか1点をご用意下さい。

法人の確認書類

1. 登記簿謄本（発行後6ヶ月以内のもの・コピー可）
2. 履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの・コピー可）

取引担当者さまの確認書類

1. 運転免許証（コピー）
2. 健康保険証（コピー）
3. 外国人登録証明書（コピー）
4. 住民基本台帳カード（コピー）
5. 住民票の写し（発行後6ヶ月以内の原本）
6. 印鑑証明書（発行後6ヶ月以内の原本）
7. 外国人登録原票の写し（発行後6ヶ月以内の原本）

- * 登記簿謄本に記載されている本店の所在地をご登録ください。
- * お送りいただいた本人確認書類の原本、コピー等の返却はいたしかねますのでご了承下さい。
- * 犯罪収益移転防止法に基づき当社が知り得たお客様の個人情報、本法令が要請する目的以外には使用いたしません。
- * 犯罪収益移転防止法では、お客様が本人確認に際して本人特定事項を偽ることを禁止しており、本人特定事項を隠蔽する目的をもって本人特定事項を偽った場合には、50万円以下の罰金が科されます。
- * 犯罪収益移転防止法では、金融機関は、お客様が本人確認に応じない場合には、本人確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができるとし、免責規定が設けられています。
- * 犯罪収益移転防止法では、金融機関がお客様の本人確認を行い、本人確認記録及び取引記録を作成し、口座を閉鎖した日等から7年が経過するまで保存しなければなりません。